

指定管理者総括調書（令和6年度）

基準日 令和7年 3月 31日

施設名	大牟田市営駐車場、大牟田市自転車等駐車場		
担当部署	市民協働部生活安全推進課	電話番号	0944-41-2730

I 指定管理者の情報

指定管理者名及び代表者名	株式会社CLOST九州支店 支店長 山口 聖一		
指定管理者の所在地	大牟田市旭町3丁目3番3号		
指定期間	令和3年	～	令和7年
		選定方法	公募
指定管理者種類	<input checked="" type="checkbox"/> 市内企業 <input type="checkbox"/> 市外企業 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体等 <input type="checkbox"/> コミュニティ組織等 <input type="checkbox"/> 財団法人・社団法人・社会福祉法人・医療法人・学校法人等 <input type="checkbox"/> その他		
業務の範囲	駐車場に関する業務 (1) 利用に関する業務 ・利用券の発行(作成、販売、管理等) (2) 維持管理に関する業務 ・施設の管理(施設修繕、維持管理、保守管理) (3) 運営に関する業務 ・利用料の集金・市への報告書作成・各種トラブルへの対応・電気料金の支払 駐輪場に関する業務 (1) 利用に関する業務 ・定期利用に関する業務(定期申込みの受付、定期券の交付、定期解約時の返還金の支払い) (2) 維持管理に関する業務 ・施設の管理(施設修繕、維持管理、保守管理) (3) 運営に関する業務 ・利用料の集金・市への報告書作成・各種トラブルへの対応・電気、水道、電話料の支払		

II 施設の情報

所在地	大牟田市大字大牟田1232番地6外		施設 の 設 置 目 的	駐車場: 道路交通の円滑化、違法駐車防止及び自転車利用者の利便性に資する。 駐輪場: 自転車等の利用者の利便性及び放置自転車の防止を図る。
設置年月	平成5年4月外	増改築年月		
施設の設置根拠	大牟田市営駐車場条例、大牟田市自転車等駐車場条例			
施設の概要	敷地面積		m ²	
	延床面積		m ²	
実施事業の概要	休館日	【駐車場】年中無休【駐輪場】12/29～1/3	開館時間	【駐車場】24時間【駐輪場】6時～22時(時間外利用スペースあり)新大牟田駅は除く
	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場利用に関すること ・ゲート式、フラップ式駐車場管理システムの設置、券売機を設置すること ・維持管理に関すること ・運営に関すること 		
料金	利用料金制度	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		

III 施設の利用状況

施設利用状況等の推移	区分		R3年度実績	R4年度実績	R5年度実績	R6年度実績
	単位	日				
開館日数	単位	日	365	365	365	365
施設の総利用者数等	単位	人	67,977	79,504	89,122	87,963
個別事業における利用状況等の推移						
大牟田駅東口駐車場			11,898	12,644	15,613	14,140
新大牟田駅駐車場			19,568	27,974	33,186	32,679
大牟田駅東口自転車等駐車場			9,462	10,621	10,619	10,830
大牟田駅西口自転車等駐車場			14,202	15,285	16,435	16,744
大牟田駅西口自動車整理場			12,847	12,980	13,269	13,570
施設の利用料金収入	単位	千円	27,127	31,732	33,809	33,586
大牟田駅東口駐車場			3,375	4,476	4,777	4,601
新大牟田駅駐車場			5,295	8,077	9,633	9,886
大牟田駅東口自転車等駐車場			7,549	7,968	7,901	8,013
大牟田駅西口自転車等駐車場			9,579	9,465	9,553	9,126
大牟田駅西口自動車整理場			1,329	1,746	1,945	1,960

IV モニタリング結果
管理運営評価シートの結果

評価結果	230.25点 / 295点	I 施設の運営	118.25点 / 150点
		II 施設の管理	93点 / 120点
		III 継続性・安定性	10点 / 15点
		IV その他	9点 / 10点

モニタリング項目に関するコメント

	コメント
I 施設の運営	各施設の開場及び閉場時間、職員の配置等、仕様書を上回る対応を行っている。施設利用者へのサービスの向上、利便性を考慮した対応を日々行いながら、アンケート調査を実施しているが、無人施設での回収はできなかった。今後も利用者サービスの向上とともに意見要望等の聴取が円滑にできるよう実施方法も含め、改善に向けた検討、取組が必要であると思われる。
II 施設の管理	大きなトラブルや苦情等の発生もなく適切な管理が行われた。駐輪場の従事者から利用者への朝夕の声かけや配慮等に努められ、良好なコミュニケーションが行われている。防犯カメラによる事故等の未然防止、また、駐車場の植栽花壇を日々手入れを行い季節を彩る花々を育てる等、利用者の利便性の向上を図る施設の提供、管理に努められている。
III 継続性・安定性	利用者についてはコロナ前とほぼ同水準まで回復したものの、物価高騰による経費の増加により、収入の改善には至っていない。一方、親会社の経営状況は良好な状況にあることから、今後も安定した業務の提供が行われると判断する。
IV その他	本指定管理業務は、基本協定書に定めている利用料金の収益の一部(納入金)を市へ納入することとしており、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の解除により利用料は回復しつつあり、運営経費等のさらなる削減と親会社による支援により今年度納入金は完納された。

総 評

令和4年5月から会社法に定める吸収分割により事業を承継した指定管理者による管理運営が行われ、これまで同様、施設の運営・管理、利用者からの要望等には迅速、丁寧に対応するなど適切に管理運営が行われていると判断する。
 コロナ禍後、各施設の利用者は増加し、運営経費等の削減等、企業努力にも務められたが収支の改善には至らなかった。今年度納入金については、親会社の支援を受け完納された。
 今後も引き続き、指定管理者が持つノウハウを生かし、安心、安全、快適な施設の提供、利用者サービスの向上に努められることを期待する。